

人身取引対策に関する取組について

1 はじめに

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。また、人身取引は国境を越えて行われる深刻な犯罪でもあり、人身取引対策に対する国際社会の関心は高い。

政府では、こうした関心を背景に、昨年12月、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」（以下「行動計画2014」という。）を策定し、これに基づいて対策に取り組んでいる。

社会・経済の変化とともに、人身取引の手段の巧妙化・情勢の変化が想定される中、今後、人身取引対策の成果をあげていく上で、人身取引に係る最新の情勢を把握し、各種施策の進捗状況を確認・検証していくことが不可欠であることから、行動計画2014において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することとした。

本年次報告は、平成26年を中心とした関係省庁の人身取引対策に係る取組をまとめたものである。本年次報告を通じて、国民に広く人身取引の実態を知っていただくとともに、人身取引対策に関心が高まる機会となれば幸いである。

(1) 「人身取引」の定義

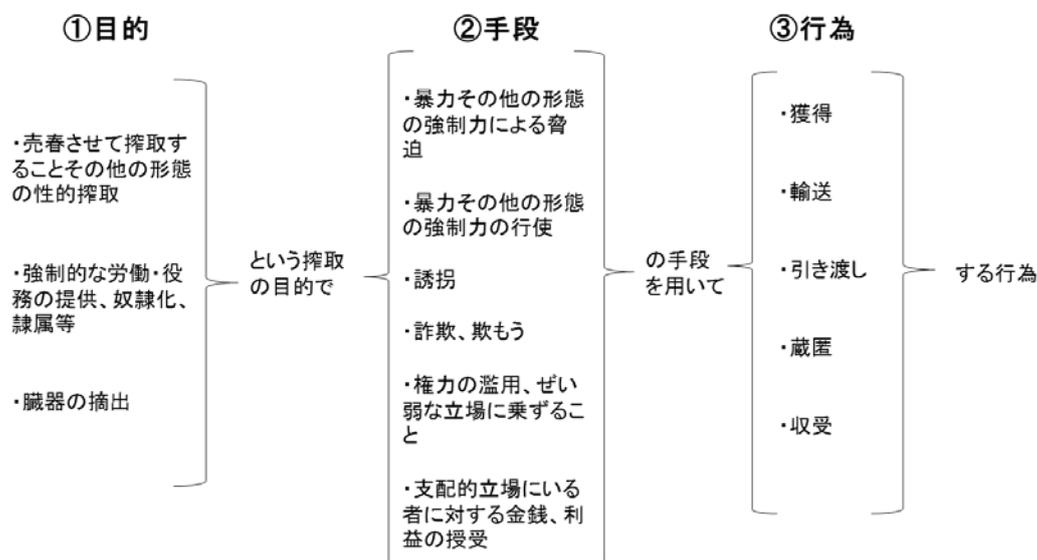
人身取引について、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」という。）第3条は、次のとおり定義している。

第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

これを簡単に図示すると以下のとおりとなる。

【図1】人身取引の定義（人身取引議定書第3条）



※ 被害者が児童(18歳未満)の場合は、②の手段が用いられていなくても、人身取引とみなされる。

被害者の多くは女性や児童であるが、この定義にあるとおり、売春などの性的な搾取だけではなく、労働搾取や、臓器の摘出などを目的としたものも人身取引に該当し、性別や国籍を問わず、被害者となり得る。また、人身取引という行為には、人の「売

買」に限らず、搾取の目的で、被害者を騙したり、弱い立場にあることにつけ込んだりして被害者を支配下に置くなどの行為も含まれ、暴力、脅迫、詐欺等の手段が用いられた場合には、たとえ被害者が搾取に同意していたとしても、これに該当する可能性がある。さらに、18歳未満の児童を搾取の目的で支配下に置くなどした場合は、上記手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。このように、人身取引には様々な形態があり得る。

我が国は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（以下「国際組織犯罪防止条約」という。）を締結していないため、この人身取引議定書も締結に至っていないが、平成17年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていなかった行為について罰則（人身売買罪等）を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為は全て犯罪となっている。

（２）日本における人身取引対策の枠組み

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、対策に取り組んできた。

【表1】平成16年から25年までの主な取組

平成16年4月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」設置
同年12月	「人身取引対策行動計画」決定
平成21年12月	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を「犯罪対策閣僚会議」の下に位置付け 犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」決定
平成22年6月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)について」を連絡会議で申合せ
平成23年7月	「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)について」を連絡会議で申合せ

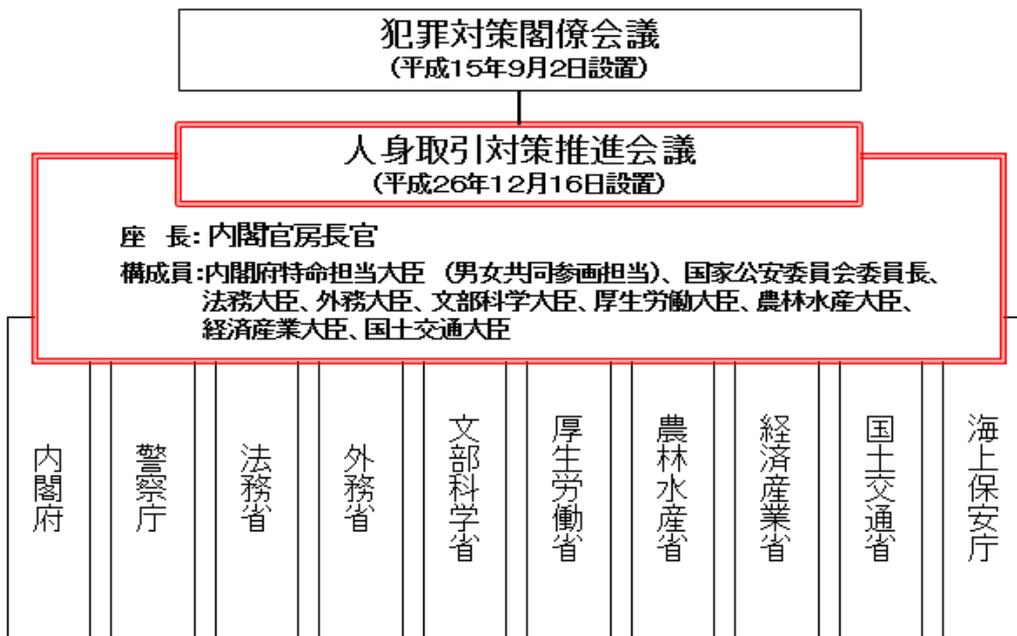
しかし、依然として人身取引対策に対する国際社会の関心は高く、我が国の取組状況も、国際社会から注目されている状況にあることから、26年12月16日の犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2009」を改定した行動計画2014を決定するとともに、同日の閣議において、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することについて了解された。

【表2】平成26年中の主な取組

7月1日	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」第12回会合 「人身取引対策行動計画2009」を改定し、「新たな人身取引対策行動計画(仮称)」を策定することにつき合意。
12月9日	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」第13回会合 「人身取引対策行動計画2014」(案)につき合意。
12月16日	「犯罪対策閣僚会議」第22回会合 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、「人身取引対策行動計画2014」を決定。
12月16日	閣議 犯罪対策閣僚会議の下、「人身取引対策推進会議」を随時開催することについて了解。

現在、この「人身取引対策推進会議」を中核に、内閣官房の調整の下、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁が、それぞれの所掌事務に応じて、人身取引対策に取り組んでいる。

【図2】我が国における人身取引対策の体制



2 日本における人身取引被害の状況等

(1) 人身取引被害の状況

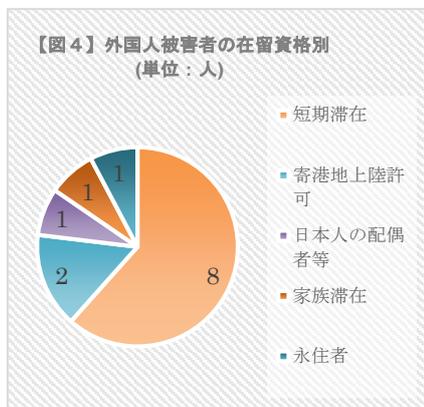
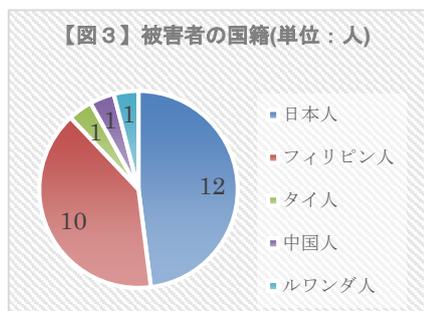
我が国が平成26年中に保護した被害者は25人（前年比+8人）であり、うち18歳未満の児童は7人であった。

被害者の国籍については、「日本人」が最も多く12人（同+2人）となっているほか、「フィリピン人」が10人（同+9人）、「タイ人」が1人（同-5人）、「中国人」が1人（同+1人）、「ルワンダ人」が1人（同+1人）となっている。

なお、18歳未満の児童7人は、全て日本人であった。

外国人被害者の在留資格別については、日本人と偽装結婚し、活動に制限のない「日本人の配偶者等」で入国した者が1人（同-1人）、「短期滞在」で入国した者が8人（同+5人）、「家族滞在」で入国した者が1人（同+1人）であったほか、本邦で出生し「永住者」で在留していた者が1人となっている。また、本邦を経由して本邦外の地域に赴くとして「寄港地上陸許可」で入国した者が2人であった。

これまでの傾向として、日本人の場合は、性風俗店での稼働者や出会い系サイト等の利用者等が被害に遭う傾向があり、外国人の場合は、我が国との経済格差が大きい国の女性が被害に遭う傾向にある。被害の内訳は、性的搾取の被害を受けた者が15人、ホステスとして稼働させられた者が7人、婚姻等を強要された者が3人であり、いずれも被害者は女性である。



【事例①】

ビジネスホテルからの男女のグループの宿泊客が頻繁に出入りしているとの相談を端緒として兵庫県警が捜査したところ、ビジネスホテルを転々としながら、出会い系サイトを利用して売春営業を行っていたグループが、援助交際等をしている日本人女性を誘い込み、覚せい剤や睡眠薬で薬漬けにして、その代金等支払い名下に売春を強要していたものであることが判明。平成26年5月、被害女性2人（うち1人は児童）を保護するとともに、グループの男女4人を売春防止法・児童福祉法違反で逮捕。被害女性2人は、携帯電話や財布を取り上げられてグループの監視下に置かれ、売春で得た報酬の全額を搾取されていた。

【事例②】

マッサージ店のタイ人経営者が、タイ人女性を入国させ、在留期間経過後も、千葉県内のマッサージ店で稼働させていることが警視庁の捜査で判明。平成26年10月、警視庁及び千葉県警が合同捜査本部を設置して捜査を進めた結果、ブローカー等4人を不法就労助長罪で逮捕。マッサージ店で稼働していた女性1人は、取調べにおいて、次のとおり人身取引被害者であることを申告した。

女性は、タイ国内で、知り合いに「日本のマッサージ店で働かないか」と勧誘され、知り合いとともに来日し、短期滞在の在留資格で日本に入国後、タイ人女性が経営するマッサージ店に連れて行かれ、店舗に住み込みで働くこととなった。稼働後、しばらくするとタイ人経営者女性から入国時には一切説明のなかった借金80万円があると告げられ、パスポートも取り上げられそうになりこれを拒否したものの、客への性的マッサージを強要されたほか、給料は借金分を差し引かれ、1か月3万円程度しか受け取れなかった。また、帰国の要望も拒否され、店舗からの外出についても「警察に捕まってもいいのか」と脅されるなど、行動を制限されていた。

本事案では、このタイ人女性を人身取引被害者と認定し、在留特別許可を与えた上、同年12月、IOM（国際移住機関）の自主的帰国・社会復帰支援の下、タイへの帰国を実現した。

なお、人身取引被害女性は、婦人相談所の一時保護の支援を受けることができるが、26年における一時保護人数は、12人（日本人2人、タイ人1人、フィリピン人9人）である。

（2）人身取引被疑者の状況

平成26年中に警察が検挙した人身取引事犯は、検挙件数32件（前年比+7件）、検挙人員33人（同-4人）であり、検挙件数は増加、検挙人員は減少した。

被疑者の国籍については、日本人が30人（前年比±0人）、タイ人が2人（同-4人）、フィリピン人が1人（同+1人）となっている。

男女別では、男性が19人（前年比-6人）、女性が14人（同+2人）と男性被疑者の占める割合が多い。また、被疑者のうち、風俗店等関係者は7人（前年比-2人）、ブローカーは6人（同-4人）とそれぞれ減少した。

手口としては、日本人の場合は出会い系サイト等で知り合い、相手の素性等がわからないまま交際をはじめた結果、生活費や遊興費名目で金銭を要求され売春



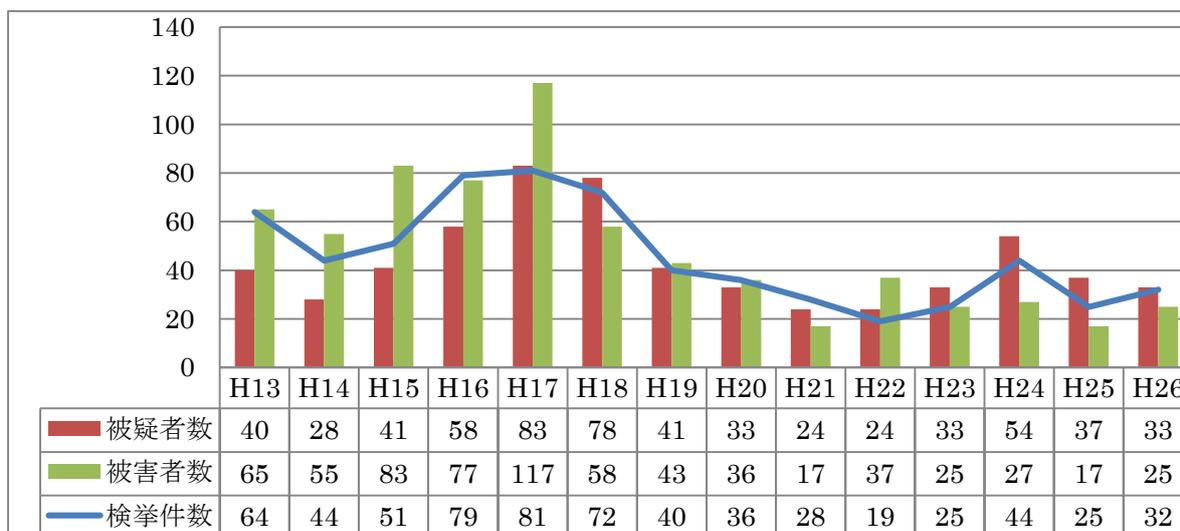
を強要されるケース、外国人の場合は、従事する職種・報酬などを偽って勧誘するなど、詐欺・欺もうを手段とするものが多く、海外において「日本で高収入の仕事がある」と誘われて来日後、在日ブローカーのあっせんにより、日本人男性との婚姻を強要させられていた新たな事案も発生している。

【事例③】

平成26年5月、フィリピン大使館に20代のフィリピン人女性が救助を要請し駆け込んだことを端緒に、警視庁が所要の捜査を遂げ、3人のフィリピン人女性を保護するとともに、神奈川県居住の5人の男女（無職A（60代男）・Aの妻でフィリピン国籍B（60代女）・トラック運転手C（50代男）・会社員D（60代男）・自営業E（60代男））を、わいせつ目的人身売買罪等で検挙した。この事犯では、アラブ首長国連邦ドバイで出稼ぎ中の被害者等がフィリピン人ブローカーから「日本の工場で働かないか」と勧誘され、同ブローカーの手配で日本へ入国した。そして、訪問するよう指示を受けていた受入ブローカーである前記A・B宅を訪問後、日本人との婚姻等を強要されたものであり、人身売買罪（人身売渡し、結婚目的・わいせつ目的人身買受け）等を適用して被疑者を検挙した。

また、同年中における人身取引事犯の検挙被疑者33人については、起訴された者が27人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が2人、家庭裁判所送致となった者が4人となっている。起訴された27人については、有罪が確定した者が18人、公判係属中の者が8人、公訴棄却の者が1人となっている（27年3月末現在）。

【図6】 人身取引事犯の被疑者数、被害者数及び検挙件数の推移



【表3】判決罪名と裁判結果等

番号	罪名	裁判結果等
1	恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反、売春防止法違反	懲役4年、罰金30万円
2	恐喝、売春防止法違反	懲役2年6月、執行猶予3年、罰金20万円
3	職業安定法違反	罰金50万円
4	暴力行為等処罰に関する法律違反	懲役2年、執行猶予5年
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	罰金100万円
6	職業安定法違反	罰金50万円
7	職業安定法違反	罰金50万円
8	わいせつ人身買受け	懲役3年、執行猶予5年
9	覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役4年6月、罰金80万円
10	覚せい剤取締法違反、青少年愛護条例違反	懲役1年2月
11	覚せい剤取締法違反、売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役2年6月、執行猶予4年
12	恐喝未遂、傷害、売春防止法違反	懲役2年8月
13	売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年、罰金10万円
14	出入国管理及び難民認定法違反	罰金50万円
15	監禁、人身売渡し	公判係属中
16	監禁、人身売渡し	公判係属中
17	結婚人身買受け	公判係属中
18	恐喝未遂、傷害、児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役4年、罰金20万円
19	売春防止法違反、傷害、児童福祉法違反	公判係属中
20	住居侵入、窃盗、売春防止法違反、詐欺	公判係属中
21	住居侵入、窃盗、売春防止法違反、詐欺	公判係属中
22	売春防止法違反、詐欺	公判係属中
23	児童福祉法違反、売春防止法違反	公判係属中
24	児童福祉法違反、売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予4年
25	出入国管理及び難民認定法違反	公訴棄却(被告人死亡)
26	児童福祉法違反	懲役2年、執行猶予4年
27	児童福祉法違反	懲役2年、執行猶予4年

3 人身取引の防止

(1) 入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止

① 厳格な出入国管理の徹底

入国管理局では、空海港における厳格な上陸審査の実施のため、事前旅客情報、個人識別情報、ICPO紛失盗難旅券データベースに加え、平成27年1月から乗客予約記録等の情報を活用できる体制を整え、本邦への入国目的に疑義が認められる外国人の水際での入国防止を図るとともに、入国警備官による空港の直行通過区域及び港湾区域における組織的な警戒活動を積極的かつ継続的に実施し、不審者やブローカー等に係る摘発等を推進した。

② 厳格な査証審査

外務省では、人身取引被害の発生を防止するため、必要に応じ、査証申請において、個別面接でのよりきめ細かい事情聴取等により慎重な審査を行い、人身取引被害の防止に努めている。特に、被害者出身地域に所在する在外公館では、「興行」、「短期滞在」、「日本人配偶者等」等の人身取引に悪用されやすい査証申請について厳格な審査を行っている。

③ 査証広域ネットワークの充実強化

外務本省と222の在外公館及び関係省庁との間で査証関連情報の共有化を図るための情報通信ネットワークを整備した。また、更なる充実強化に向けて新システムの構築を進めている。

④ 偽変造文書対策の強化

入国管理局では、空港支局における偽変造文書対策室において、偽変造文書の鑑識を厳格に実施するとともに、偽変造文書鑑識機器を設置した空海港の職員を対象に文書鑑識能力の向上を図るための研修を実施した。

また、外務省では、日本の旅券の高度化に向けた調査検討を行った。

(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止

警察では、これまでに構築した犯罪のグローバル化に対応する横断的枠組みや、不法滞在者等の生活、資格・身分の偽装等の手段として利用される犯罪インフラへの対策を総合的に推進する体制を引き続き活用し、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りを強化して、人身取引事犯の掘り起こしに努めている。

入国管理局では、婚姻関係に疑義があるなど偽装滞在が疑われる案件について、積極的に関係機関と協力しながら調査・分析を行うなどして実態の解明に取り組んだ。また、合同摘発等を通じて警察等の関係機関との情報交換に努めており、必要に応じ、警察等の関係機関に情報提供するなどして加害者処罰につなげており、被害者については、心身の状態や保護の必要性等を考慮して適切に保護している。

加えて、平成26年3月28日付けで警察庁、法務省及び厚生労働省の間で合意した「不法就労等外国人対策について」等に基づき、人身取引に係る事犯等の取締りの強化と取締りに伴い発見された人身取引被害者の保護を推進した。

② 不法就労事犯に対する厳正な取締り

警察庁、法務省及び厚生労働省において、連携や最新事案等の情報交換を図るため、定期的に不法就労外国人に係る協議会等を実施している。

警察及び入国管理局では、不法就労事犯を積極的に取り締まることにより、人身取引事犯の掘り起こしに努めており、平成26年中、入国管理局において、不法就労が見込まれる稼働先731か所を摘発した。

また、同年3月28日付けで警察庁、法務省及び厚生労働省の間で合意した「不法就労等外国人対策について」等に基づき、悪質なブローカー及び雇用主については、積極的に警察等に対して告発・通報等を推進した。

都道府県労働局・労働基準監督署及び地方入国管理局では、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対し、同年10月、合同で監督・調査を実施するなど連携を強化した。

③ 不法就労防止に係る積極的な広報・啓発の推進

警察庁、法務省及び厚生労働省の主催によって、不法就労の現状に関する理解を深めるための経営者団体への説明会を毎年6月に実施するとともに、当該団体傘下の事業主に対して適正な外国人雇用に係る指導や啓発を実施するよう協力を要請している。

また、入国管理局では、毎年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、在留審査窓口や空海港、主要な駅前等において、特に事業主に向けて不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを配布するとともに、関係省庁、地方公共団体、事業主団体等に協力を依頼し、ホームページや報道記者発表に掲載するなどの不法就労防止のための啓発活動を実施した。

(3) 労働搾取を目的とした人身取引の防止

① 外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化

法務省及び厚生労働省は、平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」を踏まえ、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を27年3月6日、第189回国会（常会）に提出した。

② 外国人技能実習生に対する法的保護等の周知徹底

日本の労働関係法令や日常生活に必要な知識、各種相談窓口などの情報を実習生の母国語（中国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語及び英語）で記載して発行している技能実習生手帳について、平成26年度は、新たに入国管理局の相談窓口、各国大使館の連絡先等を追記するなど充実を図った。

また、26年10月からは、一人一人の技能実習生に同手帳が確実に行き渡るようにするため、技能実習生が入国する際、入国審査官から直接手交することとした。

③ 労働基準関係法令の厳正な執行

全国の労働基準監督機関において、平成25年に2,318の実習実施機関に対し監督指導を実施し、このうち1,844の実習実施機関において労働基準関係法令違反を認め、是正勧告を行った。

また、約定賃金額が最低賃金額を下回っているものや違法な時間外労働・休日労働を行わせているものなど技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反について、12件送検した。

(4) 人身取引の需要側に対する取組

① 性的搾取の需要側への取組

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていくという観点から、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・

高専等、日本旅行業協会、IOM（国際移住機関）、その他関係機関に配布し、広報活動を行った。

【図7】啓発用ポスター（内閣府作成）



② 雇用主等への働きかけ

警察では、風俗営業等の営業所に対する立入調査活動等を通じて、雇用主等への広報啓発に努めている。

全国の労働基準監督機関では、実習実施機関に対し監督指導を実施している（（3）③参照）ほか、監視団体や実習実施機関に対して、労働基準関係法令などの周知・啓発を図るため説明会を開催した。

4 人身取引被害者の認知の推進

(1) 「被害者の認知に関する措置」に基づく取組の推進

警察相談専用電話や匿名通報ダイヤル等の窓口において、人身取引事犯を見逃すことのないよう相談や通報等に対応している。

警察に相談があった場合は相談室等相談者が心理的圧迫を受けない場所で事情聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合は可能な限り女性職員が、相談者が外国人の場合は可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応することとしている。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案等に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う匿名通報ダイヤルを運用し、潜在化しやすいこれらの犯罪を早期に認知するよう努めている。

在外公館において人身取引被害者に関する情報に接した場合には、外務本省を通じて速やかに関係省庁に情報提供している。

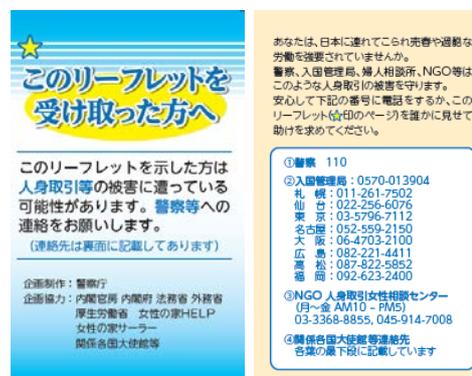
(2) 潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知

警察庁では、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁や在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。26年11月には、9か国語対応のリーフレット282,100部を作成・配布した。

入国管理局では、このリーフレットを地方入国管理局をはじめ、審査窓口や空港の入国審査場に置くなどして、人身取引の被害者の手に届く取組を実施した。

警察庁では、27年1月に人身取引事犯未然防止等を目的とした広報啓発用映像ソフト（日本語、英語、タイ語の各字幕つき）を作成し、警察庁ホームページに掲載している。

【図8】リーフレット（日本語表記部分）（警察庁作成）



（3）外国語による窓口対応の強化

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人身取引を含む人権問題に関する相談に応じている。また、一部の法務局・地方法務局では、英語や中国語等の外国語の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を設置している。

また、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金、労働時間等の法令に関して相談できるようにするため、中国語、ベトナム語、インドネシア語及びフィリピン語（平成26年10月に新規設置）による母国語電話相談を行い、この過程で把握された重大な事案については、関係行政機関に情報提供した。

（4）在外公館等における潜在的人身取引被害者に対する注意喚起の推進

外務省では、警察庁作成の9カ国語対応の人身取引対策リーフレットを、我が国に被害者を多く送り出している国に所在する在外公館に配布しており、平成26年には、40の在外公館に合計9,670部を配布した。また、内閣府作成の人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットも在外公館等に配布しており、同年中、35の在外公館及び12の在京各国大使館に配布した。

在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を実施した申請者に対してリーフレットを配布する等の啓発に努めているほか、代理申請機関が査証申請受理及び交付を行っている国については、同申請機関に対し注意喚起について協力を依頼している。

5 人身取引の撲滅

（1）取締りの徹底

平成26年6月、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯についての情報共有・連携を図るとともに、同年9月には、同タスクフォースにおい

て、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を作成し、警察、入国管理局、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、捜査等に活用している。各機関では、人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、風俗関連事犯、不法滞在事犯、労働基準関係法令違反等の周辺事案を伴う人身取引事犯に対し積極的に対応している（人身取引事犯の取締り状況については、2参照）。

① 売春事犯等の取締りの徹底

平成26年中、売春防止法違反で817件、535人を検挙した。

② 児童の性的搾取に対する厳正な対応

警察では、平成25年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」及び26年7月に施行された改正児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、関係省庁等と緊密な連携を図りながら、児童ポルノ事犯の取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策を強力に推進している。

同年中、児童買春事犯において661件、587人を検挙し、児童ポルノ事犯において1,828件、1,380人を検挙した。

③ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

平成26年中に検挙した人身取引事犯の被疑者33人のうち、ブローカーが6人、風俗店等関係者が7人であった。

また、外国人労働者に係る雇用関係事犯において、26年中、雇用主・ブローカー等を393件、415人検挙した。

強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対し、同年10月、都道府県労働局・労働基準監督署と地方入国管理局は、合同で監督・調査を実施するなど連携を強化した。

(2) 国境を越えた犯罪の取締り

① 外国関係機関との連携強化

警察庁では、平成16年から毎年1回、人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、IOM（国際移住機関）等との意見交換・情報交換を行っている。26年は7月18日に開催した。

また、14年から毎年1回、東南アジア及び在京の外国捜査機関等を招へいして、児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う会議を開催し、東南アジアにおける国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図っている。

26年は12月16日及び同月17日に開催した。

警視庁では、同年6月に検挙したフィリピン人女性を被害者とした人身売買（わいせつ目的及び結婚目的）事件に関し、同年12月1日に関係省庁、大使館、NGO、IOM等の関係者を招へいしての説明会を開催し、意見交換等を実施した。

このほか、警察ではICPO（国際刑事警察機構）を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で活発な情報交換を行っているほか、外国からの要請に応じ、人身取引事案について積極的に捜査共助を実施している。

また、外務省は、16年11月から、警察庁を通じ、ICPOに紛失・盗難旅券情報（旅券番号等）を提供している。同情報は、ICPO加盟国の出入国審査で活用されている。

② 国際捜査共助の充実化

我が国は、米国（平成18年7月発効）、韓国（19年1月発効）、中国（20年11月発効）、香港（21年9月発効）、EU（23年1月発効）、ロシア（同年2月発効）との間で刑事共助条約・協定を締結している上、他の国との間でも条約締結を積極的に検討している。

6 人身取引被害者の保護・支援

(1) 「被害者の保護に関する措置」に基づく取組の推進

警察、法務省の人権擁護機関、海上保安庁及び外務省（在外公館）では、それぞれの業務の中で、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人身取引被害者の保護・支援に関し、関係機関が連携を図りつつ、適切な対応に努めている。関係省庁では、平成23年7月、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を関係機関に周知し、人身取引事案の被害者の保護措置についての周知徹底を図っている。

また、人身取引被害者に対しては、その立場を十分に考慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更、在留特別許可により法的地位の安定を図っている。26年に保護した外国人人身取引被害者13人のうち、在留資格を有していた9人について、6人は「特定活動」へ、1人は「定住者」への資格変更をそれぞれ許可しており、不法残留となっていた4人については、全て在留特別許可を行った。なお、保護時点において、「永住者」を有していた1人及び「定住者」を有していた1人については、同在留資格のまま引き続き在留を継続している。また、帰国することができない被害者については、入国管理局は、本人の意思を尊重しつつ、個別の事情を総合的に勘案した上で、必要に応じて就労可能な在留資格

を認めることとしており、26年中には1人に対して「定住者」（1年）の在留資格を付与した。

日本司法支援センター（法テラス）では、各地の犯罪被害者支援機関・団体と相互に連携し、各支援窓口の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供している。また、被害者の所在が明らかになることがないように細心の注意を払いつつ、法的支援を必要とする被害者について被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介し、資力の乏しい者については、民事法律扶助業務又は日本弁護士連合会委託援助業務による援助を実施している。

（2）保護機能の強化

法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続において、緊急避難措置として男性を含めた人身取引被害者に対し宿泊施設を提供できるよう検討している。

法務省及び厚生労働省は、外国人技能実習制度に関し、平成27年3月6日、技能実習生の保護を図るための措置を含む技能実習制度の見直しについての関連法案を国会に提出した（3（3）①参照）。

（3）被害者への支援

① 婦人相談所等における一時保護・援助等の一層の充実

婦人相談所では、各関係機関と連携をし、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重して衣食住の提供、居室や入浴・食事への配慮、夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど、その充実を図っている。

婦人相談所で平成25年度に一時保護した被害女性5人全てに通訳が必要とされたため、タイ語、タガログ語による通訳支援を行った。また、一時保護した被害女性5人のうち、医療的な支援が必要と判断されたのは5人、心理的ケアが必要と判断されたのは2人であり、それぞれ、医療サービス、心理的ケアのサービスが提供された。

また、婦人相談所では、適切な保護が見込まれる場合に人身取引被害女性の一時的保護を婦人相談所から民間シェルター等へ委託するための経費について、予算措置を行っており、26年中には7人の一時保護委託を実施した。

さらに、被害者が児童（18歳未満）である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して必要な保護措置を行っている。

② 捜査過程における被害者への情報提供

警察では、被害者に対し、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関

する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行い、被害者としての立場に十分配慮した措置に努めている。

また、損害賠償に関する制度、人身取引等の被害者の保護に関する制度、被害者が証人等として出廷することがあり、その場合には証人の遮へい措置を講じることができる制度があることなど、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を、検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどした。なお、同パンフレットは、法務省及び検察庁ホームページにも掲載されており、英語版も作成している。

③ 被害者に対する法的援助の実施とその周知

日本司法支援センター（法テラス）では「民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等」（総合法律支援法第30条第1項第2号柱書）に対する無料法律相談及び代理人に支払うべき報酬及び費用の立替等を行っており（民事法律扶助業務）、これを通じて被害者に対する法的援助を実施するとともにその周知に努めている。

また、多言語での法制度・相談窓口についての情報提供を行っており、平成26年度の実績は、スペイン語188件、ポルトガル語195件、英語193件、中国語141件、韓国語9件となっている（件数については速報値）。

さらに、性暴力被害を含む日常生活上の様々な困難に関する電話相談「よりそいホットライン」を実施する一般社団法人社会的包摂サポートセンターと相互連携を行っているほか、婦人相談所に、民事法律扶助や被害者参加人のための国選弁護制度を始めとした犯罪被害者が利用できる制度等が記載されている法テラスのリーフレットを配布して、被害者が利用できる制度等の周知に努めている。

④ 外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援

我が国は、IOM（国際移住機関）に対し160,443ドルを拠出し、我が国で認知された外国人人身取引被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っている。これにより、平成17年以降26年までに258人の帰国支援を実施しており、同年中には6人が本事業により帰国した。帰国後の社会復帰支援として、6人のうち5人に対して一時避難場所が、

1人に対して医療支援が、5人に対して社会復帰支援プログラム（例：家族統合、教育支援、ミニショップ・商売店経営、農業経営等）が、それぞれ提供されている（27年3月末現在）。

入国管理局では、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議等の場及び日常業務において、IOMや関係国の在京大使館等との継続的な情報交換・意思疎通を図っている。

7 人身取引対策推進のための基盤整備

(1) 国際的取組への参画

① 人身取引議定書の締結

平成17年6月に人身取引議定書の締結について国会の承認を得たが、その親条約である国際組織犯罪防止条約の国内担保法が未整備であるため、同議定書を締結できていない。

26年には、国際組織犯罪防止条約の早期締結に向け、同条約を担保するための国内法の整備について、関係省庁間で必要な検討を行った。

② 関係諸国との連携強化

・ 東南アジア諸国を始めとする送出国に対する国際的な支援の実施状況

ミャンマーにおいては、平成24年から、被害者保護・支援に直接携わる実務者の能力向上を目指した支援として、「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」を実施している。

ベトナムにおいては、同年から、人身取引被害予防及び被害者復帰支援を図るべく、人身取引対策ホットラインの運営システムの整備を通じた人身取引対策に係る体制整備への支援として、「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」を実施している。

26年11月、日本及びASEAN各国の首脳は、第17回日・ASEAN首脳会議において、「テロ及び国境を越える犯罪と闘う協力のための日・ASEAN共同宣言」を採択し、人身取引を含む犯罪対策のための協力を強化することを合意した。

・ バリ・プロセスを通じた情報共有の状況

我が国は、平成26年、人の密輸・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域における枠組みであるバリ・プロセスに対する支援の一環として、IOM（国際移住機関）が維持管理する同プロセスのウェブサイトに対し10,000ドルを拠出し、人身取引に関する情報交換を促進し

た。

- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所における研修等の状況
平成26年中、2月から3月にかけて仏語圏アフリカを対象とする「捜査・訴追・公判能力の向上及びテロ対策」をテーマとした研修、5月から6月にかけて各国の矯正保護等関係機関の職員を対象とする「特別の配慮を要する犯罪者のアセスメント及び処遇」をテーマとした国際研修、8月から9月にかけて各国の刑事司法関係機関の職員を対象とする「迅速な裁判」をテーマとした国際研修を実施するなどし、それらの研修を通じて開発途上国における捜査協力に関する能力向上を図るとともに、各国の刑事司法実務家等の交流の強化を図り、間接的ながら、人身取引対策について各国の取組みを支援した。
- ・ 技能実習生送出国への働きかけ
技能実習制度についての個別の問題事案に関し、外務省では、関係省庁の出席も得つつ、領事当局間協議等の場を活用し、技能実習生送出国との間で失踪や人権侵害事案についても随時指摘し改善を要請してきている。

(2) 国民等の理解と協力の確保

① 政府広報の更なる促進

関係行政機関において、次のような広報を実施した。

- ・ 政府広報オンラインにおいて、人身取引対策に関する情報を掲載。
- ・ 平成26年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、関係機関に配布。
- ・ 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM（国際移住機関）、その他関係機関に配布（3（4）①参照）。
- ・ 警察庁では、平成17年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成したほか、27年1月に人身取引事犯未然防止等を目的とした広報啓発用映像ソフト（日本語、英語、タイ語の各字幕つき）を作成し、警察庁ホームページに掲載。（4（2）参照）
- ・ 警視庁では、外国人留学生による不法就労及び人身取引被害の防止を目的に、26年1月、東京及び近県の外国人留学生が在籍する、日本語学校、各種専修学校、大学143校の関係者177人を招致し、近年、警視庁管内で発生した人身

取引事犯の事例紹介や、外国人の不法就労に潜む人身取引事犯の危険性について、講演及び質疑応答を実施。

・法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施。

・国立女性教育会館では、17年度から22年度まで行った人身取引に関する調査・研究成果を踏まえ、パネルやブックレットを作成し、同会館ホームページ上で公開するとともに、パネルの貸出しを行い、啓発活動を実施。

・外務省では、内閣府作成の人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットを在外公館等に配布しており、26年には、35の在外公館及び12の在京各国大使館に配布した（3（4）①、4（4）参照）ほか、同年2月中の2週間、7月から10月までの間の2週間、なりすまし等による旅券の不正取得を防止するため、各都道府県の旅券事務所において旅券発給審査を強化する旅券不正取得防止期間を実施し、ホームページへの掲載、ポスターの掲示等により、広報活動を実施。

② 学校教育等における取組

文部科学省では、従来より、憲法及び教育基本法の本質にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。また、学習指導要領等に基づき、自他の生命を尊重する心の育成等を重視した教育を推進している。

③ 中小企業団体等への働きかけ

経済産業省は、平成26年6月に実施した「外国人研修指導協議会」において、労働関係法令の遵守等について関係省庁の協力を得て関係団体に対する周知を実施した。

同月、農林水産省では、厚生労働省と連携し、農業法人が加工・販売に取り組む場合の労務管理についてのパンフレットを作成し、公益社団法人日本農業法人協会を始めとする関係団体に配布し、労働基準法の遵守について啓発を実施。

④ 海外渡航者への啓発

観光庁においては、旅行会社が不健全旅行に関与しないよう、各社に対する啓発を引き続き推進した。

外務省では、海外渡航者向けに配布している「海外安全虎の巻」の「ケーススタディ～旅先のトラブル事例と対策～」の中で、日本人が「犯罪者」となるケースとして売買春を挙げ、買春行為は多くの国で禁止されており、重罪となる場合があることや、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯として

も処罰の対象となる旨を説明し、不適切な行動は慎むよう呼び掛けている。

(3) 人身取引対策の推進体制の強化

① 関係行政機関職員等の知識・意識の向上

関係行政機関等では、次のような研修・講義を行っている。

【警察庁】

- ・警察学校における初任教養や警察大学校等における昇任時教養の中で、人身取引事犯対策についての教養を実施。
- ・警察職員の専門的スキル等の向上に資するため、人身取引事犯に係る警察庁指定広域技能指導官2名を指定し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を実施。
- ・平成26年9月から10月、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした専科教養を行い、その中で人身取引事犯対策についての研修を実施。

【法務省】

- ・平成27年1月13日に開催した国家公務員等研修会において、「多文化共生を考える～人身取引問題の視点から～」と題する講演、警察庁企画の啓発映像「人身取引を撲滅するために！」及び法務省作成の外国人との共生をテーマとする啓発ビデオ「リスペクトアザース」の放映を実施。
- ・入国管理局では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図ったほか、関係府省庁、IOM（国際移住機関）、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象にした人身取引対策や人権に特化した研修を実施。

【外務省】

- ・領事担当官研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施。26年度は計63名が受講。
- ・外務本省において、旅券事務に携わる都道府県旅券事務所職員に対し、旅券の不正取得及び不正取得から発生する人身取引やテロについての研修を実施。
- ・在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について研修を実施。

【厚生労働省】

- ・「平成26年度全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、研修としてIOMによる人身取引被害者への対応についての講義を実施しており、76人が受講。

【海上保安庁】

・主に、毎年実施している実務者に対する研修において、人身取引の実態等についての講義を実施。

【裁判所】

・司法研修所における裁判官研修の一部の中で、人身取引を含む人権問題等に関する各種国際法規に係る種々の問題について、国際人権を専門とする大学教授等による講演を実施。

② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

警察、入国管理局、海上保安庁等関係機関では、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」及び「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」を都道府県警察、地方入国管理局・支局、各管区海上保安本部等に示し、人身取引事案の被害者の認知や保護に関し、関係機関と連携の上、相互に情報共有を図り、適切な対応をするよう周知徹底を図っている。

都道府県警察では、これを受け、人身取引事犯を認知した際の適正な被害者の保護等を目的とした関係機関地方連絡会議を随時開催し、地方機関の連携強化を図っている。

警察庁では、平成24年9月、警察と婦人相談所がより緊密に連携して人身取引事犯の対応を行うことができるようにするため、資料「警察における人身取引事犯の取扱いの流れ」を作成し、厚生労働省を通じて都道府県婦人相談所に送付した。

法務省の人権擁護機関では、人権相談を通じて、人身取引の疑いがある事案に接した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、関係機関との連携を図るなどして、適切な対応に努めることとしている。また、各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し、連絡するための場として「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を設置しており、その幹事会において人身取引に関するものを含む啓発活動等について情報交換を行っている。

外務省では、我が国の査証が貼付された外国人の旅券が紛失したとの情報に接した場合、当該旅券が悪用されることを防ぐため、法務省入国管理局に情報提供しているほか、日本国内の海空港における日本人の出帰国確認のため、旅券発給情報を提供している。

③ NGO、IOM等との連携

警察、入国管理局、海上保安庁等関係機関は、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議等の場や日常業務を通じ、NGO、IOM（国際移住機関）等

との意見交換・情報交換、各種研修等を行い、連携強化に努めている。

警察庁では、人身取引対策リーフレットをNGO、IOM等にも配布し、協力を呼びかけている。

警視庁では、平成26年6月に検挙したフィリピン人女性を被害者とした人身売買（わいせつ目的及び結婚目的）事件に関し、同年12月1日に関係省庁、大使館、NGO、IOM等の関係者を招へいしての説明会を開催し、意見交換等を実施した（5（2）①参照）。

入国管理局では、26年は、帰国希望の人身取引被害者いずれについてもIOMと連携の上、自主的帰国・社会復帰支援を実施した。

外務省では、被害者の帰国支援事業の実績について、IOMから定期的に報告を受けている。

8 今後の取組について

本年次報告に記載された取組は、行動計画2014が昨年12月に策定されたため、旧計画に基づくものが中心となっている。

行動計画2014は、これまでの我が国の人身取引対策を網羅していた旧計画の基本的構成及び継続して実施すべき施策を引き継ぎつつ、近年の人身取引を巡る情勢及び内外からの指摘を踏まえ、新たな課題に適切に対応し、政府一体となった対策を引き続き推進していくための新たな施策を加える形で策定されたものである。

人身取引対策は、関係行政機関がそれぞれの所掌に係る事務を別々に推進するだけでは十分な効果が得られるものではなく、多数ある関係行政機関が、共通の情勢認識の下、外国大使館や国際機関、NGO等とも協力して、緊密に相互連携を図りながら、それぞれの事務を推進していくことではじめて効果が得られるものである。

まずは、関係機関が連携して行動計画2014を着実に実施し、その上で、各種施策の効果を確認しつつ、人身取引の根絶を目指して取り組んでいく。

人身取引關係省庁一覽

内閣官房	副長官補
内閣府	男女共同参画局推進課
警察庁	生活安全局保安課
法務省	刑事局公安課
	人權擁護局調査救済課
	人權擁護局人權啓発課
	入国管理局入国在留課
	入国管理局審判課
外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室
	領事局外国人課
文部科学省	生涯学習政策局社会教育課
厚生労働省	労働基準局監督課
	職業能力開発局育成支援課
	職業能力開発局外国人研修推進室
	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
農林水産省	経営局就農・女性課
経済産業省	経済産業政策局産業人材政策担当参事官室
国土交通省	総合政策局政策課
海上保安庁	警備救難部国際刑事課

人身取引に関する情報提供・相談窓口

○ 匿名通報ダイヤル（警察庁）

電話：0120-924-839

○ 都道府県警察

緊急通報（電話）：110 警察相談窓口（電話）：#9110

○ 入国管理局

外国人在留総合インフォメーションセンター ※外国語対応

電話：0570-013904（IP, PHS, 海外：03-5796-7112）

札幌：011-261-7502

名古屋：052-559-2150

高松：087-822-5852

仙台：022-256-6076

大阪：06-4703-2100

福岡：092-623-2400

東京：03-5796-7112

広島：082-221-4411

○ 外国人のための人権相談所（法務省）※外国語対応

電話：全国8か所の法務局・地方法務局

（相談所一覧（法務省HP）：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>）

その他の関連する窓口等

【女性の人権問題に関する相談】

● 女性の人権ホットライン（法務省）

電話：0570-070-810

● 婦人相談所（厚生労働省）

電話：各都道府県の婦人相談所

（相談所一覧（内閣府HP）：<http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/02.html>）

【子どもの人権問題に関する相談】

● 子どもの人権110番（法務省）

電話：0120-007-110

● 児童相談所（厚生労働省）

電話：各都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童相談所

（相談所一覧：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouichiran.html>）

【労働問題・技能実習生等に係る問題に関する相談】

● 総合労働相談（厚生労働省）

電話：全国の総合労働相談窓口

（窓口一覧：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaikeu/soudan.html>）

● 技能実習生・研修生のための母国語ホットライン（JITCO）

電話：0120-022332（フリーダイヤル）

03-6430-1111（一般電話）

【その他】

● インターネット人権相談受付窓口（法務省）

URL：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

● よりそいホットライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）※外国語対応

電話：0120-279-338